

採用活動における求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止基本方針

当社グループは、求職者等が安心して採用活動に参加できる環境を確保し、公正かつ誠実な採用活動を実施するため、以下のとおり基本方針を定めています。

第1条(目的)

当社グループは、採用活動において、すべての求職者等の人格及び尊厳を尊重し、安心して採用活動に参加できる環境を確保するため、本基本方針を制定します。

第2条(適用範囲)

本基本方針は、当社グループが実施する新卒採用及び中途採用に関する採用活動全般を対象とします。

また、会社説明会、面接、リクルーター活動、カジュアル面談その他採用活動における求職者等とのコミュニケーションに適用するとともに、採用活動に関わるすべての役員及び社員を対象とします。

第3条(基本方針)

当社グループは、行動憲章に定める人権尊重の考え方にに基づき、求職者等の人格及び基本的人権を尊重し、適性及び能力に基づく公正かつ誠実な採用活動を実施します。

採用活動においては、応募者の人格及び尊厳を十分に尊重し、採用選考に必要な範囲を超えた質問や不適切な言動を行わず、求職者等とのコミュニケーションにおける公正性及び透明性に配慮し、採用活動として適切な方法及び節度ある対応を徹底します。

当社グループの役員又は社員による求職者等に対するセクシュアルハラスメントが確認された場合には、就業規則その他の社内規程に基づき、厳正に対処します。

第4条(相談・対応)

当社グループは、求職者等からの相談を適切に受け付けるため、相談窓口を設置します。

当該相談窓口は、相談者が安心して相談できる環境を確保するため、社外弁護士を窓口として運営します。

相談があった場合には、相談者及び関係者のプライバシーに十分配慮するとともに、相談受付後は、事実関係の確認その他必要な対応を適切に実施します。

また、相談を行ったことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いはい行いません。

【相談窓口】

法律事務所イオタ(Mail: hoosiers_hotline@iota-law.jp)

第5条(教育・啓発)

当社グループは、本基本方針の趣旨を踏まえ、採用活動に関わる役員及び社員に対し、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止及び公正な採用活動の実施に関する研修その他必要な教育・啓発を継続的に実施します。

以上